



中津市監査委員告示第 23 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年12月21日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

# 指定管理者監査結果報告書

## 1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
有限会社野村	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の出納その他の事務	令和2年11月4日～12月21日
社会福祉法人慈光会		

## 2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

## 3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

## 4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

### ・ 所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

### ・ 指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

## 5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年1月29日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

## 【有限会社野村】

(1) 施設名 道の駅やまくに

(2) 所管部局・課 山国支所地域振興課

(3) 施設の設置目的

中津市山国町地域が有する豊かな自然と中山間の特性を活かし、観光と特産品販売を軸に都市との交流拠点として、地域の情報発信及び活性化活動と就業機会の創出を図ることを目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①施設での物品販売及び飲食サービスに関する業務
- ②観光情報の発信、交流拠点の役割に関する業務
- ③施設の維持管理に関する業務

III. 事業費 100,105,826円 (令和元年度)  
うち指定管理料 3,975,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾を受けないまま業務を行っていた。

所管課から早急に自主事業の承諾を受けるよう求める。

②自動販売機の手数料収入及び物販イベントの使用料収入の一部について、雑収入で計上すべきところ、事業収入の売店売上で計上されていた。

また、予算額が記載されておらず、支出は4つの項目(人件費、管理費、事業費、売上原価)で金額をまとめており、科目ごとの内容把握が難しいため、収支決算報告書の修正を求める。

③緊急時の対応について、危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知を図るなど、緊急時や災害時などに対応できる体制づくりを求める。

④情報発信について、道の駅やまくにのホームページやパンフレットが作成されていなかったため、作成の検討を求める。

⑤売店のレジスターについて、キャッシュレスやクレジット決済に対応できていないため、対応の検討を求める。

⑥レストラン、売店、トイレの外国語表記が行われていないため、外国語表記の対応の検討を求める。

⑦レストラン営業終了後のホールやテラスは使用されていないため、イベントの貸出しや体験プログラムを実施するなど活用の検討を求める。

⑧サイクリングロードに近く、サイクリングの立ち寄りスポットとして活用されるよう、サイクリング企画の実施など検討を求める。

## II. 所管課に対する事項 (指摘事項)

①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾をしないまま業務を行っていた。

指定管理者から早急に自主事業の承認申請を提出させ、承認を行うことを求める。

②収支決算報告書について、収入及び支出の予算額が記載されていない。

また、支出の項目ごとにまとめた金額のみを計上し、内訳の科目ごとの金額が記載されていないため、経費の詳細の把握が難しい。

令和元年度より指定管理委託料の支払いを開始しているため、収支決算内容の把握は重要である。

予算額及び支出の項目の内訳が科目ごとに記載できるよう収支決算書の様式を訂正し、再提出の指導と確実な決算内容の把握を求める。

③協定書の備品の管理について、中津市物品会計規則に基づく標識（備品シール）が一部付されてなく管理が不十分であるため、早急に標識を付し適正な備品管理を求める。

また、協定書（48件）と仕様書（68件）と件数に相違があるため、協定書及び仕様書の修正及び指定管理者が購入した備品等（Ⅱ種）の追加を求める。

④県管理のトイレや休憩所について、トイレの設備や休憩所のテーブルやイスなどが古く、自転車やバイクの駐輪スペースの標記もないため、県にリニューアルの要望や協議を継続的に行うよう求める。

また、駐車場の区画線が消えかかっているため、安全面を考慮し、早急に対応を協議するよう求める。

## 【社会福祉法人慈光会】

(1) 施設名 八千代保育園

(2) 所管部局・課 福祉部保育施設運営室

(3) 施設の設置目的

中津市立保育所として、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的として設置した施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

- ①入所した児童への保育の実施
- ②延長保育及び一時預かりなど、子ども・子育て支援交付金事業の実施
- ③施設の維持管理に関する業務

III. 事業費 91,316,728円 (令和元年度)

うち指定管理料 90,303,270円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①指定管理者仕様書にて、毎月10日までに月間指導計画書（保育業務の内容等を把握できるもの）を作成し提出することとなっているが、月間指導計画書の提出がなかった。

指定管理者仕様書に基づく月間指導計画書の提出を求める。

②八千代保育園のホームページが作成されていなかった。

保育園への入所促進及び保育士の確保には、保育園の積極的な広報が必要と考えられるため、ホームページの作成の検討を求める。

③令和元年度の収支は5,911,415円となり、そのうち4,000,000円を保育所施設・設備整備として積立てている。

今後は、将来的な施設・設備整備に向けて、積立金の有効活用を求める。

## II. 所管課に対する事項 (指摘事項)

①指定管理者仕様書にて、毎月10日までに月間指導計画書（保育業務の内容等を把握できるもの）を指定管理者から受領することとなっているが、月間指導計画書の受領がない。

指定管理者に、仕様書に基づく月間指導計画書の提出指導を行い、業務の実施状況の確認を求める。

②指定管理者仕様書にて、事業実施要綱に基づき中津市の基準で指定管理者が利用料金を徴収するものと定めている。

延長保育実施要綱では、1時間当たり100円と定めているが、指定管理者は200円を徴収している。

また、一時預かり実施要綱では、4時間未満800円、4時間以上1,600円と定めているが、指定管理者は8:30~12:30 700円、12:30~16:30 700円を徴収している。

指定管理者仕様書及び実施要綱に基づく中津市と同一基準での利用料金の徴収指導を求める。

③令和元年10月から指定管理者は、給食費4,500円を徴収しているが、協定書や仕様書に給食費についての定めがない。

指定管理者に給食費を徴収させ、その料金を指定管理者の収入とするのであれば、協定書や仕様書にその旨を記載するなどの検討を求める。

④令和元年度収支決算報告書では、収支が5,911,415円となり、そのうち4,000,000円を保育所施設・設備整備として積立てられている。

今後の方針として、施設の民間譲渡か指定管理継続となるか条件を整備し協議を重ね、今までの積立金が有効に活用されるよう求める。

⑤指定管理委託料の算定方法について、国の措置費単価に準じた算定で指定管理委託料の支払いを行っており、ここ数年の収支状況は黒字経営が続いている。

今後、指定管理の継続となった場合は、指定管理委託料の算定について、国の措置費単価に準じた算定ではなく、毎年度の支出経費の実績に基づいた中津市独自の算定を行うなど算定方法の早期検討を求める。